

# 生活保護を受給していない方（ひとり親含む）の 償還免除について

必要書類などの詳細については「免除に関する確認票」をご確認ください。  
書類を提出すれば必ず免除されるわけではありません。

## 1. 免除の要件

生活保護を受給していない被援助者（法テラスの援助を受けた方）が、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等の返済を免除されるためには、事件の相手方等から得た又は得る見込みがある金銭等から必要な返済をすることのほか、資力回復困難要件又はひとり親に関する要件のいずれかを満たし、かつ、収入要件及び資産要件のいずれも満たす必要があります。

### ■事件の相手方等から金銭等を得た又は得る見込みがある場合

事件の相手方等から金銭等を得た場合、原則として、その金銭等から報酬金等や立替金の精算をします。また、事件の相手方等から得た又は得る見込みがある金銭等のうち、最低でも25%にあたる金額は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等の返済に充てていただく必要があります。返済していただけない場合、免除を決定することができません。ただし、特別の事情が認められるときは、例外的に免除が認められる場合があります。

#### ＜ひとり親の方の場合＞

事件の相手方等から得た又は得る見込みがある金銭等につき、立替金の返済に充てると決定された金額を返済しなければ免除を決定することができませんが、上記のような25%相当額の返済は免除の要件となりません。

### ■資力回復困難要件

次の①から⑤のいずれかの要件に該当すること。

- ①65歳以上の高齢者
- ②重度又は中度の障害のある方として以下のいずれかに該当する方
  - ア. 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けている方
  - イ. 厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けている方
  - ウ. 労働者災害補償保険法による障害補償給付を受けた方のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する方
  - エ. 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている方
  - オ. 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている方
- ③上記②の障害のある方を扶養している方

④病気により長期の療養が必要で、現に収入を得ておらず、かつ、今後1年程度の間に働くことが見込めない方

⑤上記①から④に準ずる理由により、今後1年～2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい方

例えば、以下の理由のみで上記④⑤に該当するとは判断できません。

×：不景気で収入が減った、現在失業中である、

×：収入が低くて生活が苦しい

×：離婚後、両親の家に同居しながら、子どもを養育している

×：妊娠中である

## ■ひとり親に関する要件

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する「ひとり親」であること

①免除申請する援助事件において養育費の支払を請求したこと

②免除申請時において法律上の婚姻関係を有しないこと

③免除申請時において義務教育対象年齢（※）までの子と同居し、かつその子を扶養していること

※15歳でも、高校1年生は含まれません。

(2) ひとり親免除の対象事件について免除を求める申請であること

ひとり親免除の対象となるのは、次に掲げる事件（ただし、養育費を請求した相手方と同一の者を相手方とする事件に限ります。）の立替金です。これ以外の事件の立替金については、通常の免除制度の枠内で免除の可否を判断します。その結果、ひとり親免除の対象事件の立替金についてのみ償還免除となり、これ以外の事件の立替金については引き続き償還していただく場合があります。

(1)養育費請求事件、(2)養育費増額請求事件、養育費減額請求事件、(3)離婚等（離婚、親権、財産分与、年金分割及び慰謝料）請求事件、(4)親権者変更申立事件、(5)婚姻費用分担請求事件、(6)婚姻費用増額請求事件、婚姻費用減額請求事件、(7)監護者指定・子の引渡し請求事件、(8)面会交流請求事件、(9)配偶者暴力等保護命令事件、(10)認知請求事件、(11)離縁請求事件、(12)以上に付随する強制執行事件、(13)以上に付随する保全事件

(3) 免除申請から6か月が経過した時において資力要件に該当しないこととなつたと認めるときでないこと

免除申請後、6か月以内に後記の収入要件及び資産要件（資力要件）を満たさなくなった場合は、免除を決定することができません。そのため、免除申請時に要件を満たしていても、免除を決定できるのは、申請から半年経過後となります。

免除申請後、婚姻や就職等の理由により、収入・資産が増加した場合は、必ず法テラスにご連絡ください。

## ■収入要件

被援助者ご本人及び配偶者（内縁関係含む）の収入金額（手取り月収）の合計額が、基準額以下であること（基準額については、「免除に関する確認票」に記載しています。お住いの地域とご家族の人数に応じて定められています。）

①給与所得者：手取り月収額（賞与額（12で割った金額）を含む）

②自営業者：直近の確定申告書の所得額を12で割った金額

③年金受給者：年金は2か月に1度支給されるため、直近の支給額を2で割った額

企業年金の支給がある場合も月割りで加算してください。

### 収入に関する注意事項

※収入には、親族からの援助、養育費、婚姻費用分担金、公的手当・公的給付、障害年金も加算します。

※児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、収入から控除することができます。

※ひとり親免除制度では、援助事件の結果得た養育費月額（上限5万円）を控除した上で判断します。

※離婚事件などで、配偶者と別居し、扶養を受けられないときは、配偶者の収入を合算しません。

※毎月継続的に発生する税金、社会保険料、医療費、教育費（塾・習いごとの費用を除く）、やむを得ない出費等は収入から差し引くことができる場合がありますので、支出を証明する資料（領収書など）を提出してください。金額が分かる資料が提出されない場合、差し引くことはできません。

### ■資産要件

被援助者ご本人及び配偶者（内縁関係含む）の資産について、次に掲げる①から③の全ての要件に該当すること（資料の提出を求める場合があります。）

	要件	注意事項
①	現金、預貯金その他の金融資産（保険、有価証券等）の合計額が66万円以下であること	<ul style="list-style-type: none"><li>◆その他の金融資産には、生命保険や学資保険、個人年金等の解約返戻金相当額を含みます。</li><li>◆資産の合計額が66万円を超える場合でも、当該資産を償還に充てることのできない合理的な事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することがあります。 (例) 近いうちに、大きな手術等、高額な医療費を支出する予定がある。</li><li>◆具体的な支出時期、金額が定まっていない「将来への備え」、「子の将来の学費のため」といった事情は、合理的な事情として認められません。</li></ul>
②	自宅の他に不動産を保有していないこと	<ul style="list-style-type: none"><li>◆自宅の評価額が高額な場合は、自宅のみの保有であっても、免除が認められない場合があります。</li><li>◆自宅の他に不動産を保有していても、それを償還に充てることのできない合理的な事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することができます。 (例1) 農業専従者等で、その土地がないと生活ができない。 (例2) 価値が低い、買い手がつかないなどで売却が困難。</li></ul>
③	車の保有は、世帯あたり1台のみであること。	<ul style="list-style-type: none"><li>◆車の評価が高額な場合は、世帯あたり1台のみの保有であっても、免除が認められない場合があります。</li><li>◆世帯あたり2台以上の保有であっても、それらを償還に充てることのできない合理的な事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することができます。</li></ul>

## 2. 申請方法

償還免除申請は、全ての援助事件が終わってから行ってください。

※ひとり親免除の場合は、前記「■ひとり親に関する要件」(2)のひとり親免除の対象事件にあてはまる援助事件が全て終わった段階で申請可能です。

### ＜破産事件特例での申請＞

援助事件が自己破産申立事件で、免除申請が免責許可決定日から2ヶ月以内の場合、破産申立資料を利用した申請ができます。

## 3. 提出書類（以下の書類に必要事項を記入の上、**全て**一緒に提出してください。）

償還免除申請書

免除に関する確認票（令和8年1月版）

※前記＜破産事件特例での申請＞の場合には、「【破産事件特例用】免除に関する確認票（令和8年1月版）」

「免除に関する確認票」に記載された各種必要書類

※「償還免除申請書」及び「免除に関する確認票」の書式は、ご利用の法テラス地方事務所から交付を受ける又は法テラスのホームページからダウンロードすることで取得できます。

※「免除に関する確認票」の必要事項にチェックや申告がない場合、必要書類の提出がない場合などは、免除を決定することができない場合があります。

（書類の提出先）〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター 本部（免除係）

## 4. お問合せ先

ご不明な点等については、ご利用の法テラス地方事務所へお問い合わせください。

この償還免除の制度は、償還未済額について償還を免除することができるものです。既にお支払済みの立替金を返金する制度ではありません。